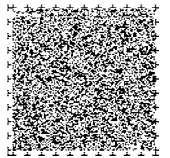




こうつうきかん わりびきとう 15 交通機関の割引等



とえいこうつうむりようじょうしゃけん 都営交通無料乗車券

身 知

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当 (A券：通用期間3年) 下記1～4
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223
子育て推進課 手当・医療係 (B券：通用期間1年) 下記5, 6
TEL (5211) 4230 / FAX (3264) 3988

とえいちかてつ つか むりようじょうしゃけん こうふ
都営地下鉄などで使える無料乗車券が交付されます。

内 容 とえいこうつう とえいちかてつ とでん と にっぼり とねり りよう
都営交通 (都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナー) で利用できる
無料乗車券の交付が受けられます。

対 象 次のいずれかに該当する方が対象になります。

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方
 2. 愛の手帳の交付を受けている方
 3. 戦傷病者手帳 (特別項症～第6項症、第1款症～第5款症) の交付を受けている方
 4. 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けた方および健康管理手当を受給されている方
- ※シルバーパスをお持ちの方は対象になりません。
5. 児童扶養手当を受けている方またはその方と生計を同じくする方
 6. 児童養護施設または児童自立支援施設に入所している方

ゆうりょうどうろ わりびき 有料道路の割引

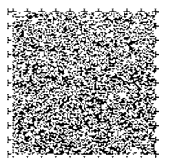
身 知

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

ゆうりょうどうろ つうこうりょうきん わりびき
有料道路の通行料金の割引が受けられます。

内 容 しょうがいしゃ ほんにん うんてん じどうしゃ しょうがいしゃ ほんにん いがい かた うんてん
障害者ご本人が運転する自動車、または障害者ご本人以外の方が運転し
しょうがいしゃ ほんにん どうじょう じどうしゃ ゆうりょうどうろ りよう さい りょうきん はんがくめんじよ
障害者ご本人が同乗する自動車が、有料道路を利用する際に料金が半額免除
になります。

対 象 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方で、その方または介護者が所有する乗用自動車が対象になります。事業用・営業用の自動車は対象になりません。介護者が運転する場合は、第1種身体障害者・第1種知的障害者のみ対象になります。



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

しょうがいしゃとう せっきょくてき しゃかいさんか せいかつけん かくだい 障害者等の積極的な社会参加や生活圏の拡大のために、福祉タクシー券を支給します。

内 容 福祉タクシー券の支給

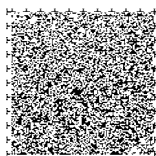
1. 区と契約しているタクシー会社で使える券が交付されます。
2. 申請する月によって、支給冊数が変わります。

4月・5月申請	6月・7月申請	8月・9月申請
6冊 42,600円分	5冊 35,500円分	4冊 28,400円分
10月・11月申請	12月・1月申請	2月・3月申請
3冊 21,300円分	2冊 14,200円分	1冊 7,100円分

- 1か月あたり3,550円で、2か月分が1冊になっています(7,100円)。
- 年間42,600円が支給の上限額となります。

対 象

1. 障害者手帳の中にある「障害名」が、次のいずれかに該当している方
 - (1) 視覚障害1級または2級
 - (2) 上肢障害1級または2級
 - (3) 下肢障害1級から3級まで
 - (4) 体幹障害1級から3級まで
 - (5) 内部障害1級から3級まで
 2. 東京都愛の手帳(療育手帳)1度または2度
 3. 脳性麻痺または進行性筋萎縮症に該当する方
 4. 難病により千代田区障害者福祉手当を受けている方
- 支給できない方
1. 施設に入所している方
 2. 自動車燃料費助成を受けている方



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

しょうがいしゃ せっきよくてき しゃかいさんか せいかつけん かくだい じどうしゃねんりょうひ いちぶ じょせい
障害者の積極的な社会参加や生活圏の拡大のために、自動車燃料費の一部を助成します。

内 容 1 か月あたり 3,550 円 (上限額)

しんせい ひつよう
申請に必要なもの

1. 申請書
2. 自動車車検証のコピー
3. 運転免許証のコピー
4. 難病により千代田区障害者福祉手当を受けている方は、その障害者福祉手当の認定通知書

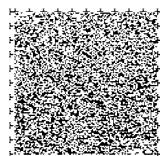
※介護者が運転する場合は、障害者と住民票などで生計を一緒にされている
かいてん うんでん ばあい しょうがいしゃ じゅうみんひょう せいけい いっしょ
確認がとれる方が対象となります。

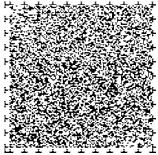
※営業用の自動車は対象になりません。

しんせい まえ
申請する前にお問い合わせください。

対 象 1. 障害者手帳の中にある「障害名」が、次のいずれかに該当していること

- (1) 視覚障害 1 級または 2 級
 - (2) 上肢障害 1 級または 2 級
 - (3) 下肢障害 1 級から 3 級まで
 - (4) 体幹障害 1 級から 3 級まで
 - (5) 内部障害 1 級から 3 級まで
2. 東京都愛の手帳（療育手帳）1 度または 2 度
 3. 脳性麻痺または進行性筋萎縮症に該当する方
 4. 難病により千代田区障害者福祉手当を受けている方
- 支給できない方
1. 施設に入所している方
 2. 福祉タクシー券を受けている方





じどうしゃかいぞうひ
じよせい
■自動車改造費の助成
身

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

重度じゆうどの障害者しょうがいしゃの方が、就労かたなどに必要なため自動車しゅうろうを取得ひつようする場合、その自動車じどうしゃの「操向装置しゆとく」および「駆動装置ばあい」の改造じどうしゃに要する経費かいぞうの一部ようを助成けいひします。

内容 助成対象じよせいたいしょう：「操向装置そうこうそうち」および「駆動装置くどうそうち」

助成額じよせいがくは、133,900円えんを限度げんどとして、費用ひようの一部いちぶを助成じよせいします。

対象 障害者じよせい自ら所有じよせいし、運転えんする自動車じよせいで、次の1から4のすべてに該当えんする方じよせいです。

1. 18歳以上の方
2. 千代田区に引き続き3か月以上お住まいの方
3. 身体障害者手帳の上肢、下肢、体幹機能障害1・2級の方
4. 本人または扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限の限度額以内の方

扶養親族等	所得制限限度額	
	障害者本人の所得	障害者が20歳未満の場合 扶養義務者または配偶者の所得
0人	¥3,604,000	¥6,287,000
1人	¥3,984,000	¥6,536,000
2人	¥4,364,000	¥6,749,000
3人	¥4,744,000	¥6,962,000
4人	¥5,124,000	¥7,175,000
5人	¥5,504,000	¥7,388,000

じどうしゃうんてんめんきよしゆとくひ
ほじよ
■自動車運転免許取得費の補助
身

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

18歳以上さいじょうの障害しょうがいのある方かたの日常生活にちじょうせいかつの利便性りべんせいや生活圏せいかつけんの拡充かくじゅうを図るために、自動車じどうしゃ運転免許証うんてんめんきよしよの取得しゆとくする場合の費用ばあいを一部ひよう補助いちぶします。

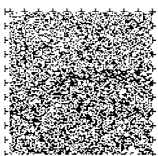
内容 補助対象ほじよたいしょう：自動車教習所じどうしゃきょうしゅうしよの受験料等じよしゆけんりようとう

補助限度額ほじよげんどがくは164,800円えんです。

前年度ぜんねんどの所得税額しよとくぜいがくにより、補助額ほじよがくは変わりますので、お問い合わせかしてください。

対象 次の1～5のすべてに該当とあする方えんです。

1. 適性試験に合格している方
2. 身体障害者手帳1から3級（内部障害は4級まで、下肢・体幹機能障害で歩行困難な方は5級まで）または、4度以上の愛の手帳をお持ちの方
3. 前年度の所得税額が40万円以下の方
4. 他の制度により免許の取得に要する経費の助成を受けていない方
5. 千代田区に引き続き3か月以上お住まいの方



問合せ先 障害者福祉課 障害者福祉係

TEL (5211) 4214 / FAX (3556) 1223

民営バスに乗車の際、手帳の提示で都内を運行する一般路線バスの都内区間の運賃が半額になります。定期券は3割引になります。

内容 ● 利用方法

1. 障害者ご本人が単独で利用する場合は、乗車時に手帳を提示します。
2. 障害をお持ちの方が介護者の付添いで利用する場合は、あらかじめ「心身障害者民営バス乗車割引証（介護人付）」の交付を受け、乗車時に提示します。
(本人・介護者とも割引になります。)
3. 定期券を購入する場合は、「定期券割引購入申込書」の交付を受けて、購入時に提出します。(精神障害の方及び小児定期券は除く)

- 対象
1. 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付）をお持ちの方
 2. 手帳に1種の表示がある方の介護者（第2種の方でも付添いが必要な方は対象）

■ 精神障害者都営交通乗車証

問合せ先 東京都福祉保健局 精神保健医療課

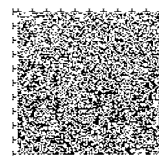
TEL (5320) 4464 / FAX (5388) 1417

精神に障害のある方に都営交通の乗車証が交付されます

内容 都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナーに全線無料で乗れる乗車証が受けられます。

手帳をお持ちのうえ、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券売場（市ヶ谷駅・神保町駅等発行できる駅は一部の駅に限られます）で申請してください。

- 対象 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方です。
※シルバーパスをお持ちの方は対象になりません。



問合せ先 利用する各駅の窓口

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方とその介護者は、JRや東京メトロ・
 民営鉄道の運賃の割引が受けられます。
 詳しくは利用する各駅の窓口へお問い合わせください。

せんしょうびょうしゃじょうしゃけんひきかえしょう こうふ
 ○ **戦傷病者乗車券引換証の交付**

戦傷病者手帳を持っている方が対象で障害の程度により年1枚～12枚の戦傷病者乗車券引換証を交付します。

窓 〇 JR各駅の出札窓口（戦傷病者乗車券引換証に必要事項を記入し、乗車券および急行券と引き換えてください。戦傷病者手帳も持参してください。）
 （交付先）東京都福祉保健局 生活福祉部 計画課 援護恩給担当
 TEL (5320) 4078 FAX (5388) 1403

じどうしゃめんきょ むりようきょうしゅう
■ 自動車免許の無料教習

問合せ先 身体障害者運転能力開発訓練センター 通称：東園（あずまえん）
 〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46
 TEL 048 (481) 2711 / FAX 048 (481) 6578
 Eメール drive@azumaen.or.jp

自動車運転免許の教習が無料で受けられます。

内 容 所定の教習料金が無料で運転教習が受けられます。

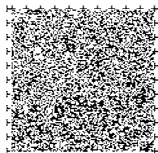
入所：1月、4月、7月、10月の月初め

教習期間：3ヶ月

対 象 18歳以上の身体障害者で、次のすべてに該当する方です。

1. 公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方
2. 運転免許試験場の運転適性検査に合格した方
3. 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

利 用 料 教習は無料ですが、検定料等として約35,000円の自己負担があります。



■タクシー運賃の割引

身 知 精

問合せ先 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
TEL (3264) 8080 / FAX (3221) 7665

タクシー運賃の割引が受けられます。

内 容 乗務員に手帳に貼付された写真のあるページを提示することにより、タクシー運賃が1割引になります。
福祉タクシー券をお使いの場合でも割引が受けられます。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方です。
※精神障害者保健福祉手帳は、一部のタクシー会社で割引対象外となります。
乗務員にお尋ねください。

■航空旅客運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、国内の航空機を利用するとき航空運賃の割引が受けられます。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

■フェリー運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、フェリー運賃の割引が受けられます。割引は会社により異なりますので、直接各フェリー会社にお問い合わせください。

